

令和８年度御殿場市交通空白地分析業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第１ 目的

この要領は、御殿場市プロポーザル実施要綱（令和３年御殿場市告示第２４７号）の規定に基づき、御殿場市交通空白地分析業務委託を受けようとする者（以下、「受注候補者」という。）を選定するため、当公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものである。

第２ 業務の概要

１ 業務の名称

令和８年度御殿場市交通空白地分析業務委託

２ 業務の内容

「令和８年度御殿場市交通空白地分析業務委託仕様書」のとおり

３ 委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４ 契約の方法

公募型プロポーザル方針による随意契約

５ 業務委託金額等

（１）業務委託料（消費税及び地方消費税を含む）

5,940 千円を上限とする。

（２）業務委託料の支払い

当市へ委託事務完了届を提出し、当市で検収後、支払うものとする。

６ 事務局

- | | |
|----------|-------------------------------|
| （１）担 当 | 御殿場市都市建設部まちづくり推進課まちなか創造スタッフ |
| （２）所在地 | 〒４１２－８６０１ 静岡県御殿場市萩原４８３番地 |
| （３）電 話 | ０５５０－８２－４２１６ |
| （４）ＦＡＸ | ０５５０－８２－４２３２ |
| （５）電子メール | toshiseibi@city.gotemba.lg.jp |

第3 スケジュール

日時	内容
令和8年6月26日(金)	プロポーザル募集公表 「プロポーザル参加表明書(別紙1)」等受付開始 「質問書(別紙2)」受付開始
令和8年7月3日(金)	「質問書(別紙2)」受付期限
令和8年7月8日(水)	「質問書(別紙2)」回答期限
令和8年7月10日(金)	「プロポーザル参加表明書(別紙1)」等提出期限
令和8年7月16日(木)	参加資格等審査結果通知期限 市から「プロポーザル参加資格確認結果通知書(別紙3)」 通知および「プロポーザル関係書類提出要請書(別紙4)」 要請
令和8年7月24日(金)	「参加辞退届(別紙10)」提出期限
令和8年8月6日(木)	「提案書(別紙5)」等提出期限
令和8年8月17日(月)	提案者へのプレゼンテーション会場等の通知
令和8年8月24日(月)	プレゼンテーション、ヒアリングの開催
令和8年8月26日(水)	「プロポーザル結果通知書(別紙6)」による審査結果通知
令和8年9月初旬	事業契約

第4 参加申込

※第4から第6に定める書類の掲出期限については、次表のとおり定める。

郵 送	各提出期限日必着(一般書留、簡易書留又はレターパック等の到着確認ができるもの)
持 参	各提出期限日の8時半から17時15分まで(当市開庁日に限る)

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加表明書提出日(以下、「参加申込日」という。)現在において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。複数法人による連合体での参加も認めるが、この場合は連合体を構成するすべての法人が次の各号に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和8年7月10日(金)までに御殿場市の令和8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(測量・建設コンサルタント)を有していること。
- (3) 令和8年7月10日(金)までに国土交通省の「交通空白」解消官民連携プラットフォームに登録していること。
- (4) 過去3年間(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)に地方公共団体が発

注した地域公共交通に関わるデータ分析、データ解析による新たなモビリティサービス導入に関する支援業務等の同種又は類似する業務実績を有していること。また、当該業務の従事経験のある者を本業務に配置すること。

- (5) プロポーザルの参加申込日から本業務の委託契約時までに、御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成4年3月31日告示第78号)に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (6) プロポーザルの参加申込日までに関与している、または関与した国庫補助事業等について係争中の者でないこと、又は当該係争等が解決した後2年経過しない者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立がなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立がなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを主たる目的としていないこと。
- (10) 役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)若しくは、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (11) 個人情報の保護について、適切な措置を講じることができること。
- (12) 本業務の実施について、本市と緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。
- (13) 連合体での参加の場合は、連合体の構成員が他の連合体の構成員、又は単体として重複参加していないこと。

2 参加申込手続き

プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル要綱の様式第1号「御殿場市プロポーザル参加表明書」に加え、次表の書類を提出し、参加申込するものとする。

(1) 提出書類(※1)

番号	提出書類	様式・備考等
1	法人の代表者及び役員名簿	別紙7 ※2
2	実績調書	別紙12 ※3
3	財務諸表(決算書)	※4
4	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	※4
5	市税滞納のない証明書(御殿場市内に本店・営業所がある場合)	※4
6	納税証明書その3の3	未納の税額のない証明 ※4 (法人税、消費税及び地方消費税)

7	誓約書	別紙 8
8	連合体の構成員を示す資料	任意様式 ※ 5
9	連合体の設立にあたっての構成者間での協定の写し	※ 5
10	委任状	別紙 9 ※ 5

※ 1 提出部数はすべて各 1 部とする。

※ 2 複数法人による連合体での参加をする場合は、番号 1 について、連合体を構成するすべての法人のものを提出すること。

※ 3 実績調書に記載する実績については下記の通りとする。

ア 地域公共交通に関わるデータ分析

イ データ解析による新たなモビリティサービス導入に関する支援業務

ウ その他ア、イに類似した実績

※ 4 番号 3 は直近 1 年のもの。番号 4 から 6 は作成後 3 か月以内のもの。すべて写し可とする。

※ 5 複数法人による連合体での参加をする場合のみ、番号 8 から 10 を提出すること。書類の大きさは A 4 判とし、A 3 判が必要な場合は A 4 判に折りたたむこと。

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 10 日(金)

(3) 提出方法

所定の様式により、事務局まで郵送(一般書留、簡易書留又はレターパック等の到着確認ができる方法)若しくは、持参(当市開庁日に限る。)すること。

(4) 参加辞退

参加申込後において、令和 8 年 7 月 24 日(金)までは、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「参加辞退届(別紙 10)」を事務局まで郵送又は持参により提出すること。なお、上記期限内の辞退により今後の当市の事業において不利益な扱いを受けることはない。

上記期限を過ぎた後の辞退については、事務局まで協議すること。辞退について正当な理由がないと判断される場合、市長は御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成 4 年 3 月 31 日告示第 78 号)による指名停止等の処分を行うことができる。

(5) 参加資格等の通知

参加申込書類の受付後、参加資格の審査結果について、「プロポーザル参加資格確認結果書(別紙 3)」により通知する。参加資格「有」となった者には、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書(別紙 4)」により以降の提出書類及び提出期限を通知する。

なお、6 者以上の公募があった場合、(1) 提出書類の書類審査により 5 者程度に選考する場合がある。

第5 質問及び回答

1 質問書の提出

プロポーザルに関する質問は、「質問書(別紙2)」により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月3日(金)

(2) 提出方法

事務局メールアドレス宛での電子メールに添付して提出すること。また、電子メールの件名を「【参加者名】御殿場市交通空白地分析質問書」とすること。なお、やむを得ない事情等により電子メールによる提出ができない場合は、郵送又は持参による提出を認める。

2 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、質問の有無にかかわらず、令和8年7月8日(水)までに当市ホームページ上に公開するほか、質問者及び各参加申込者へメールにて通知する。なお、質問に対する回答は、本要領及びその他当市が提供する資料の追加又は、修正として取り扱う。

第6 企画提案書

1 企画提案書の作成要領

別に示す「御殿場市交通空白地分析業務委託仕様書」に基づき、参加申込者の特色を活かした創意工夫のある提案を求める。なお、企画提案書は以下の事項を確認した上で作成すること。

- (1) 企画提案書は任意様式とするが、日本産業規格A4判とすること
- (2) 表紙に提案資格者名と日付(令和8年8月24日)を記載すること。
- (3) 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、判読しやすいフォントを使用すること。また、必要に応じて絵や図表等を用いてわかりやすく記載すること。
- (4) 用紙の方向は縦横問わないが、縦長の場合は右開き、横長の場合下開きとすること。縦長と横長のページが混在する場合は、見やすいよう工夫すること。
- (5) ページ数に制限はないが、後述するプレゼンテーション時間内に説明が完結するページ数とすること。

2 企画提案の留意事項

- (1) 企画提案にあたっては、本要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は失格とする。
- (3) 提出期限を過ぎた後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない
- (5) 本企画提案に係る一切の費用については、すべて各提案者の負担とする。

- (6) 以下のいずれかに該当する企画提案は無効とし、失格とすることがある。
- ア 虚偽の記載があった場合
 - イ 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合
 - ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本実施要領及び業務説明資料の記載内容、条件等を満たしていない場合
- (7) 提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (8) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、情報公開請求があった場合、「御殿場市公文書公開条例(平成7年12月8日条例第37号)」に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (9) 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (11) 参加表明書及び、企画提案書等を提出後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (12) 参加表明書及び企画提案書等を提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

3 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、次に掲げる資料を作成し、提出すること。

提出書類	様式	部数
提案書	別紙5	1
企画提案書	任意 ※1 ※2	1 2
見積書	別紙 1 1 ※2	1 2

※1 企画提案書では、「第7 企画提案の審査／3 審査項目」の表に示す各項目について説明すること。

※2 企画提案書及び見積書は審査委員会に使用する資料として複製を行うことがある。

(1) 提出期限

令和8年8月6日(木)

(2) 提出方法

原本を郵送（一般書留、簡易書留又はレターパック等の到着確認ができる方法）若しくは持参(当市開庁日に限る)すること。

第7 企画提案の審査

1 審査委員会

受注候補者の選定は、御殿場市プロポーザル審査委員会条例に基づき設置される「御殿場市交通空白地分析業務委託に係る御殿場市プロポーザル審査委員会」(以下、審査委員会)という。)において実施する。審査委員会は非公開とする。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提出された企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(1) 日時・会場

令和8年8月24日(月)に御殿場市役所内で実施予定であるが、詳細は8月17日(月)までに提案者に連絡する。

(2) 時間配分

1事業者あたり30分程度とする。そのうち冒頭20分以内で事業者からのプレゼンテーションを受け、その後、審査委員会によるヒアリングを10分程度実施する。事業者の入れ替えや準備にかかる時間は上記に含まない。

(3) 人数等

1事業者につき3名以内。なお、複数法人による連合体の場合は、5名以内とする。

(4) プレゼンテーション方法等

プレゼンテーションはプロジェクターを用いて実施すること。なおプレゼンテーションに使用するプロジェクター及び接続ケーブル(HDMIケーブル)は事務局で用意し、パソコンは参加者が用意するものとする。

なお、プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付が遅かった者から順に実施する。

3 審査項目

(1) 審査員は以下について評価し、総合的な審査を行う

番号	評価項目	評価の着眼点	配点
1	事業者の業務実績	本業務に関し、十分な業務実績があるか。	5
2	業務実施体制と工程	業務実施にあたって、業務工程と人員配置、体制等は適切で実現可能なものになっているか。	5
3	提案の整合性	本業務の背景を理解し、当市の公共交通計画等に沿った内容か。	5
4	提案の多面性	住民、利用者、行政、交通事業者等多様な観点から分析し、相互に関連する提案となっているか。	10
5	提案の実現性	交通空白地域を明白にし、その地域に合った新たな交通手段を検討できそうな提案か。また、その提案がコスト、方法等具体性があり、実現できそうなものか。	10
6	提案の魅力性	提案内容に独自性や創意工夫が認められ、事業の付加価値の向上が期待できる内容か。	10
7	成果物の活用性	成果物について、将来的な更新、追加分析等が可能で、今後の計画改定や実証実験等にも対応し得るものか。	5
8	提案金額	提案内容と整合性がとれているか。	5
9	資料・説明のわかりやすさ	あらゆる世代が理解できるようなわかりやすく見やすい資料か、また業務に対する知識や経験に裏付けされた論理的な説明であったか。	5
合 計 点			60

4 審査方法

- (1) 「3 審査項目」に基づき、企画提案書等の内容及びヒアリングから、各審査委員が総合的に採点、結果を合算し、最も評価点の高かった者を最優秀者として選定する。また、評価点の2番目に高い者を次点者とする。
- (2) 各審査委員の持ち点（60点）を合算した値の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。なお、企画

提案者が1者のみで、最低基準点に満たなかった場合は、再度公募するものとする。

- (3) 最も評価点の高かった者が同点で複数となった場合は、評価項目「4 提案の多面性」、「5 提案の実行性」及び「6 提案の魅力性」の結果を合算し、該当者のうち最も評価点の高かった者を最優秀者として選定する。この評価点も同点で複数となった場合、該当者のうち最も見積金額が低い者を最優秀者として選定する。それでも決まらない場合、審査員の多数決により選定する。

5 審査結果

審査結果は、令和8年8月26日(水)頃に「プロポーザル結果通知書(別紙6)」にて全提案者に通知する。なお、審査結果への異議申立ては受け付けない。

第8 契約

契約への手続き

審査の結果、最優秀とされた事業者を優先交渉権者とし、当該事業者と委託業務や価格等について協議の上、所定の手続きを経て、随意契約により業務委託契約を締結する。

なお、辞退や協議の不調等により業務契約の締結に至らない場合は、審査結果により次順位以下となった事業者のうち、評価が上位の事業者から順に新たな優先交渉権者として協議等を行う。

附則

この要領は、制定の日から施行し、御殿場市交通空白地分析業務委託契約が締結された日をもって廃止する。